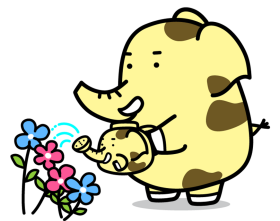



第3章 計画の内容



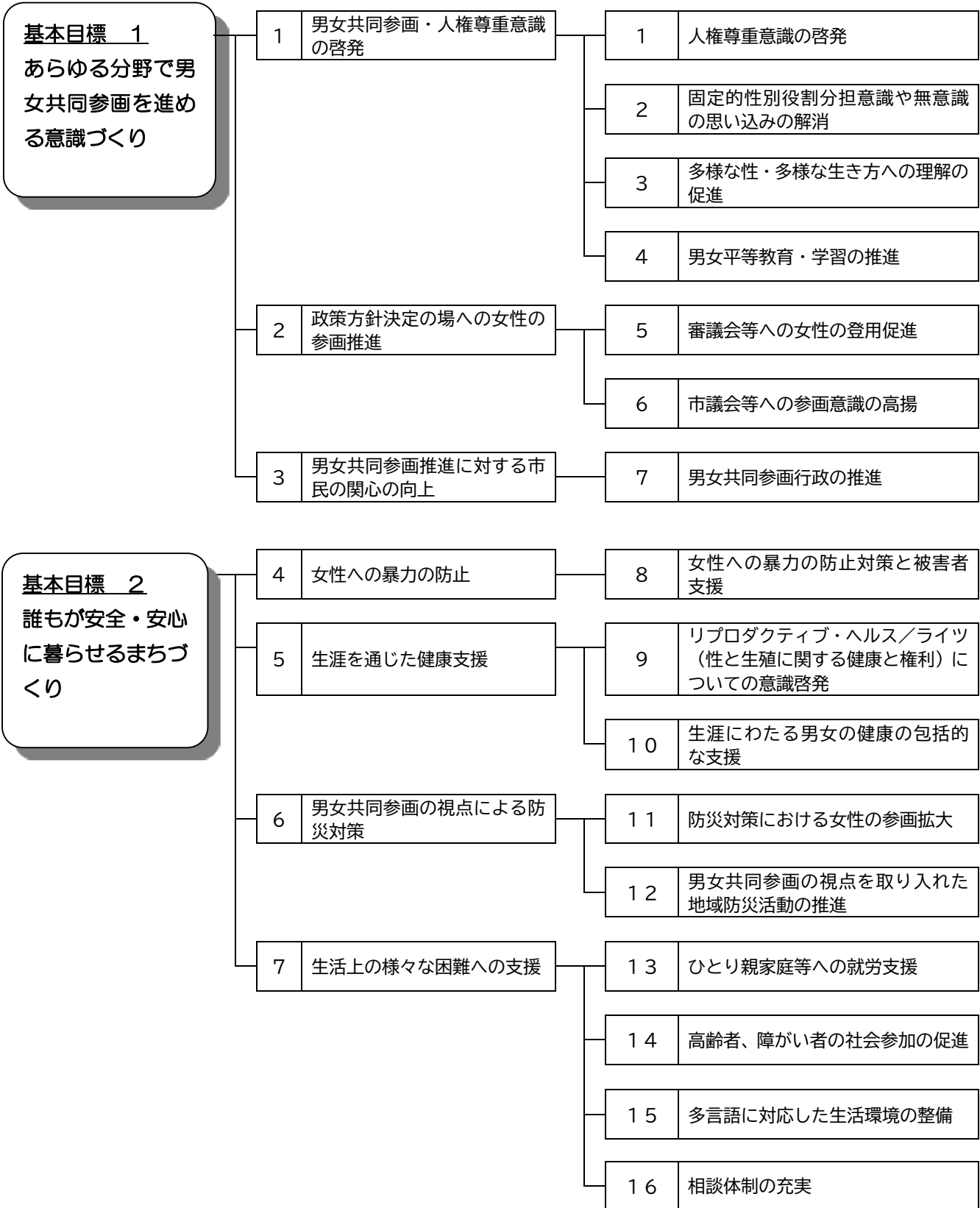
 「※」印が付いている用語は、巻末で解説しています。

1 施策の体系

< 基本目標 >

< 方針 >

< 施策 >

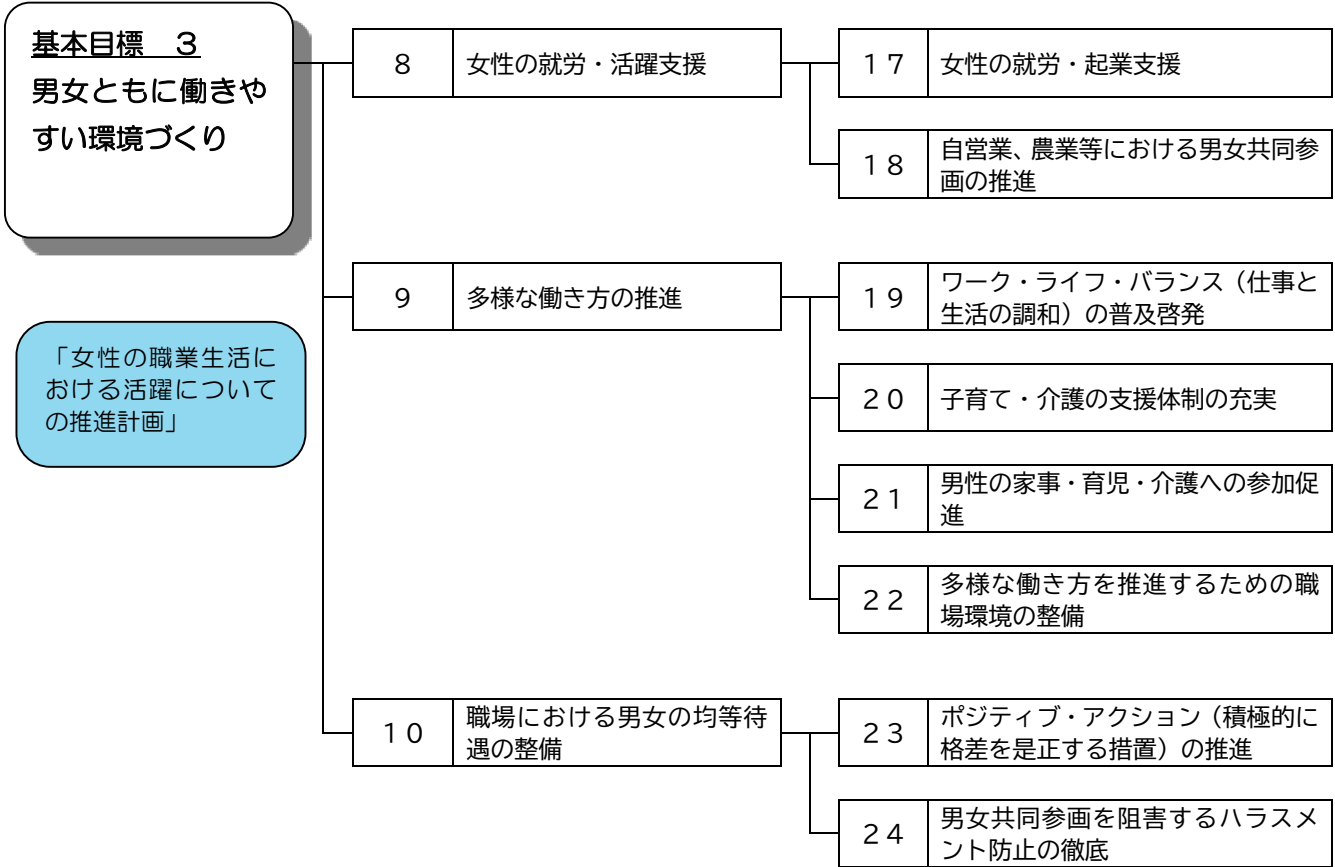


1 施策の体系

< 基本目標 >

< 方針 >

< 施策 >



2 施策の展開

基本目標1 あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

男女共同参画社会とは、女性も男性も性別、年齢、就業や結婚の有無、性的指向などにとらわれず、互いにその人権を尊重し合い、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会のことです。この男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解することが大切です。

そのためには、日常生活における制度や慣習に見られる固定的な性別役割分担※¹意識や無意識の思い込み※²を解消していくとともに、一人ひとりが「多様な生き方」を自ら選ぶことができ、お互いに認め合うことができる環境をつくっていくことが大切です。

令和元年度（2019年度）に実施した新座市男女平等意識・実態調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に肯定的な考え方を示す人が、女性は27.4%、男性は32.8%となっており、5年前の調査よりおよそ4～10ポイント減少してはいますが、実際の生活においては、いまだに家事、子育て、介護などは主に女性が担っていることも、この調査結果から分かっています。男女の地位の平等感についても、男性が優遇されていると感じている人が多いことから、依然として固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの意識が根強く存在していると言えます。

男女共同参画に対する理解を浸透させるため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において教育・啓発活動の充実を図り、だれもが尊重され、個性能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる環境づくりを進めます。

MEMO

※1 固定的な性別役割分担

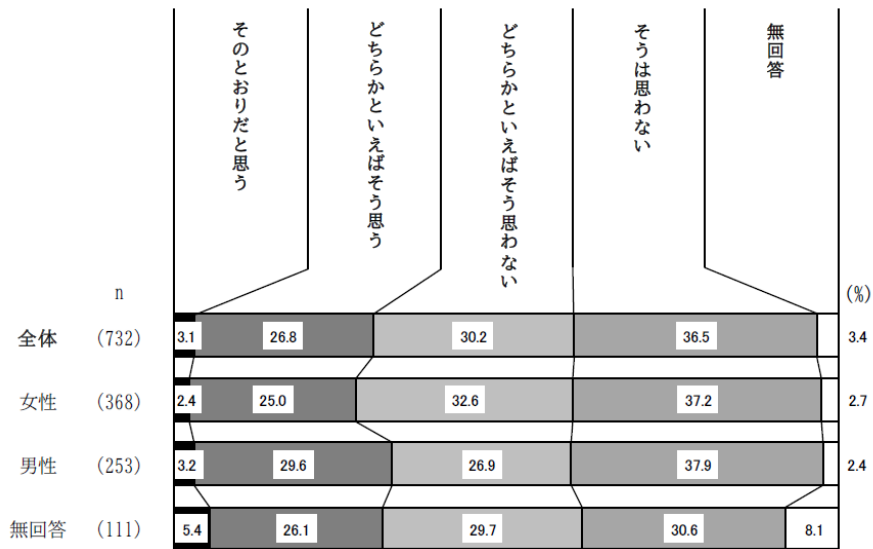
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

※2 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

■性別役割分担意識

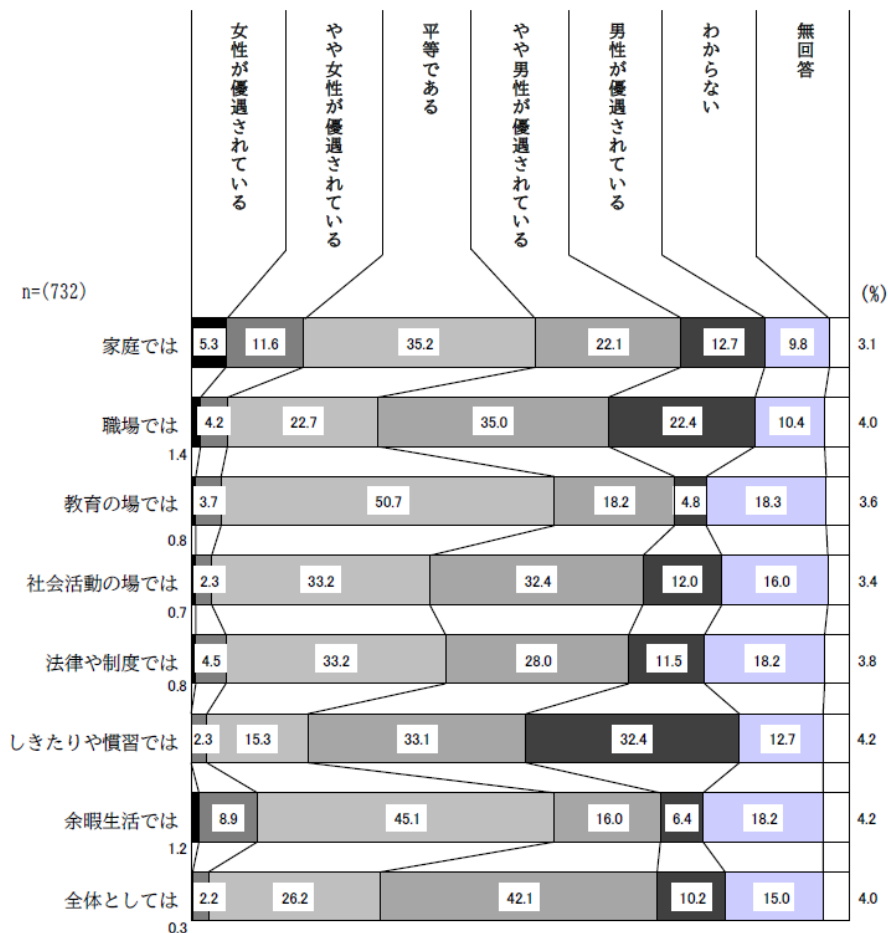
問. 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。(○は一つ)



資料：新座市男女平等意識・実態調査（令和2年3月）

■男女の地位の平等感

問. 次にあげる分野において、男女の地位は平等であると思いますか。(○は各項目に一つ)



資料：新座市男女平等意識・実態調査（令和2年3月）

方針 1 男女共同参画・人権尊重意識の啓発

あらゆる機会を通じて、男女共同参画や人権尊重に関する意識啓発を推進します。

施策1 人権尊重意識の啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
1	研修会・講演会等の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、市民の理解を深め、差別は不当なものという人権尊重意識を持てる人づくりに努める。	人権推進室 生涯学習スポーツ課 中央公民館
2	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	市で発行する各種の広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、人権尊重意識の啓発を図る。	人権推進室 生涯学習スポーツ課
3	啓発資料の作成、提供	人権尊重意識向上のための啓発リーフレットや啓発冊子を作成し、多くの機会を捉えて広く市民に提供する。	人権推進室 生涯学習スポーツ課
4	市職員・教職員に対する啓発	人権問題について理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修会等を行い、啓発を図る。	人事課 生涯学習スポーツ課 教育支援課
5	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する図書や県・他市の情報を収集し、市ホームページ等を利用して情報を提供する。	人権推進室
6	メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）※向上のための取組	メディアからもたらされる情報を男女共同参画の立場に立って主体的な判断ができるよう、学校、生涯学習の場において、メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）に関する啓発を行う。	教育支援課 中央公民館

施策2 固定的性別役割分担※意識や無意識の思い込み※の解消

事業No.	事業名	事業内容	担当課
7	研修会・講演会等の開催	男女共同参画について理解を深めるため、研修会・講演会等を開催する。	人権推進室 中央公民館
8	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	市で発行する各種の広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進する。	人権推進室
9	民生・児童委員や地域団体等への啓発	民生・児童委員や町内会の役員など地域のリーダーが男女共同参画の必要性を理解し、地域活動を推進できるよう意識啓発を図る。	人権推進室
10	市職員・教職員に対する啓発	男女共同参画について理解を深めるため、市職員・教職員を対象として研修会等を行い、啓発を図る。	人事課 教育支援課
11	男女共同参画の視点による市の広報、刊行物等の表現への配慮	市が発行する広報、刊行物等においては、「男は仕事、女は家事・育児」等の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれず、女性と男性の多様なイメージを積極的に取り上げる。	人権推進室 シティブロモーション課

施策3 多様な性・多様な生き方への理解の促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
12	申請書、証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	市が収集し、又は、発行する公文書で性別記載欄がある様式のうち、法律・政令等で定められているものを除き、性別記載欄を削除する。 また、市が行事等で行うアンケートについて、性別回答欄を設けないか、又は、参加者の男女比率を把握したい場合においても、男女の他に「回答しない」旨の欄を設置する。	人権推進室
13	研修会・講演会等の開催	性的マイノリティ※について理解を深めるため、研修会・講演会等による啓発を図る。	人権推進室
14	市職員・教職員に対する啓発	性的マイノリティについて理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修会等を行い、啓発を図る。	人事課 教育相談センター

施策4 男女平等教育・学習の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
15	男女平等教育の推進	学校教育における男女平等教育を一層充実させる。	教育支援課
16	性別にとらわれない生徒指導・進路指導の推進	性別にとらわれない生徒指導、進路指導、進路選択等の指導や助言を行うよう、進路指導担当者等に対する男女平等の研修の充実を図る。	教育支援課 教育相談センター
17	教職員・保育士を対象とした研修の充実	男女平等に基づいた教育や保育の推進を図るため、研修体系に男女平等に関する内容を組み込み、意識の高揚を図る。	人事課 教育支援課
18	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	男女共同参画に関する家庭教育への支援を推進するために、保護者を対象とした関連講座や情報提供の充実を図る。	こども支援課 中央公民館
19	生涯にわたる学習機会の充実	男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進する。	人権推進室 生涯学習スポーツ課 中央公民館

方針 2 政策方針決定の場への女性の参画推進

市が率先して、政策、方針決定過程の場への女性の参画を推進します。具体的には、審議会委員への女性の積極的登用及び女性職員の管理職への登用を推進します。

施策5 審議会等への女性の登用促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
20	委員数の男女均等の促進	政策方針決定の場の男女比の不均衡を是正するため、ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）※の考え方にに基づき、各種審議会等に女性委員を積極的に登用するとともに、女性委員のいない審議会等を解消する。 また、女性委員の構成比率の目標を40%以上とし、令和9年度（2027年度）までに達成するように努める。	人権推進室

施策6 市議会等への参画意識の高揚

事業No.	事業名	事業内容	担当課
21	研修会・講演会等の開催	女性の政治参加を促進するため、研修会・講演会等を開催する。	人権推進室 中央公民館

方針 3 男女共同参画推進に対する市民の関心の向上

男女共同参画推進に関する市の取組について、情報提供を行うとともに、男女平等の視点に立ったまちづくりを推進します。

施策7 男女共同参画行政の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
22	新座市男女共同参画推進条例*の周知	パンフレットの配布等により、新座市男女共同参画推進条例の周知を図る。	人権推進室 中央公民館
23	男女平等の視点に立ったまちづくりの推進	SDGs*の理念に基づき、ジェンダー*平等の実現に向けたまちづくりを推進する。	政策課

基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

性別に関わらず、個人がその個性と能力を十分に発揮するためには、身体的・精神的な安全・安心が確保されていることが基本となります。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※3}や性暴力など女性への暴力を防止するため、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者救済のために、各関連機関と緊密に連携し、支援体制の充実を図っていきます。

身体的・精神的な安全・安心の確保には、男女が互いの性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりの気持ちを持つことや、いのちの尊さを理解することが重要です。生涯にわたって男女がともに健康で暮らせることを目指すため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{※4}」に関する理解の醸成に取り組むとともに、性差や年齢差に応じた健康支援を推進します。

社会の中では、障がいのある人・ひとり親家庭・高齢世帯・外国人やルーツが外国にあること等により、これらの人が、生きづらさを感じる状況も多くあります。誰もがいきいきと暮らすため、個々の人が自立した一人の人間であることを認め、尊重した上で、自立した生き方ができるための支援を行い、あらゆる市民が住みやすいまちづくりを実現していきます。

災害時においては、安心して避難所で生活を送るために、男女のニーズの違いや個別の援護が必要な妊婦などへの配慮等、様々な被害者の視点に配慮することが必要です。災害に備えのあるまちづくりを目指すため、男女共同参画の視点に立った防災対策を進めるとともに、政策・方針の立案過程への女性の参画を促進します。

MEMO

※3ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、言葉や態度による精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力等も含まれる。

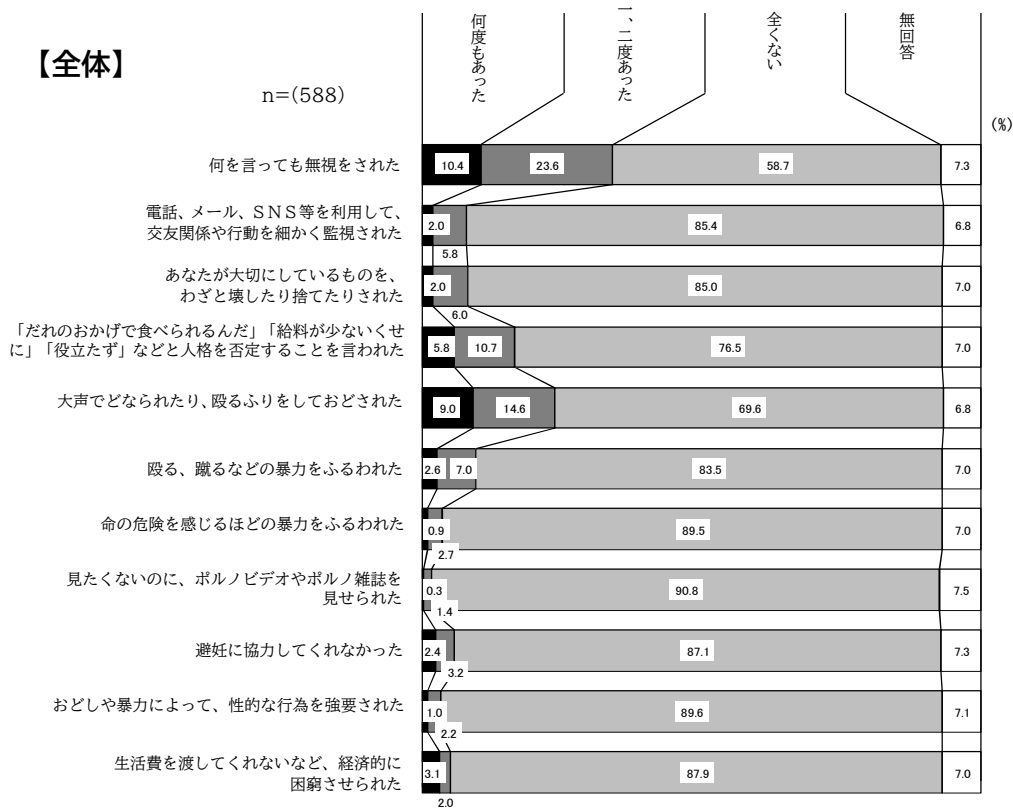
※4リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のこと。

■DV被害経験

問. これまでに、あなたの配偶者（パートナー）から、次のようなことをされたことがありますか。
（○は各項目に一つ）

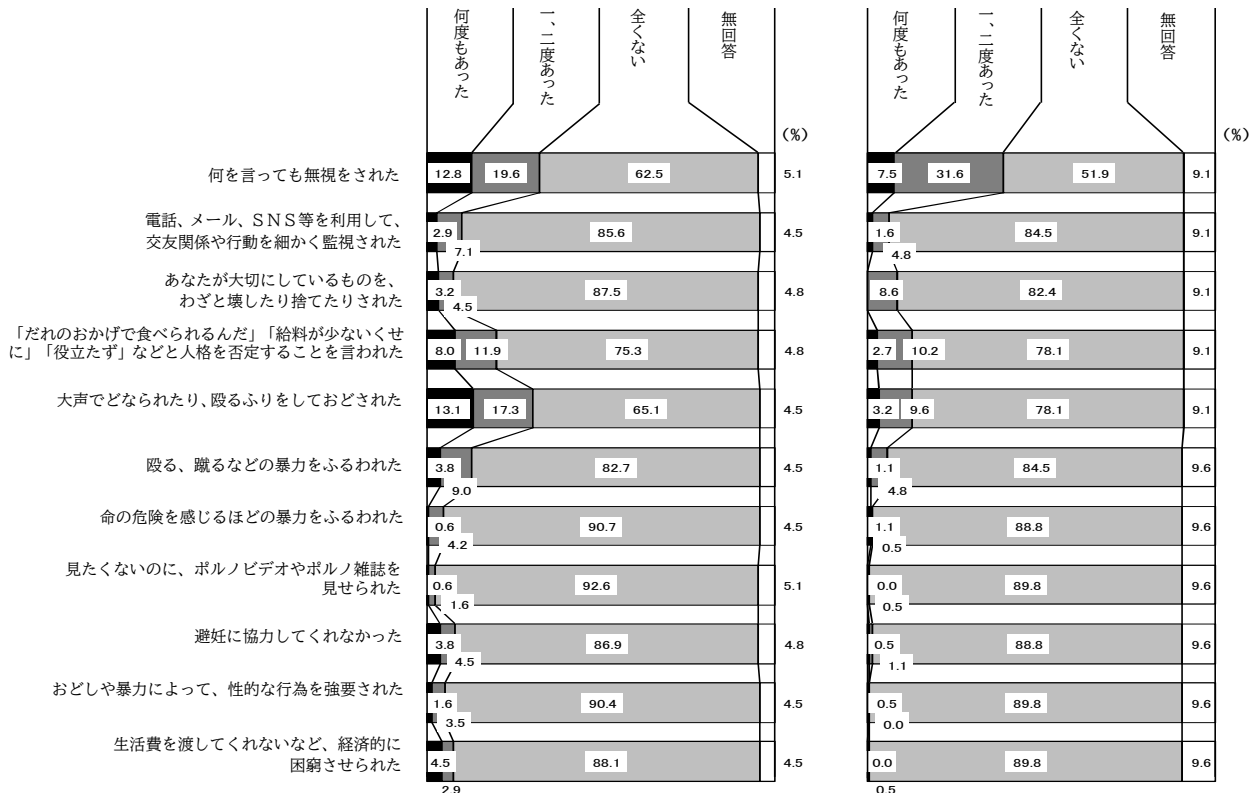
【全体】



【性別】

【女性】 (n=312)

【男性】 (n=187)

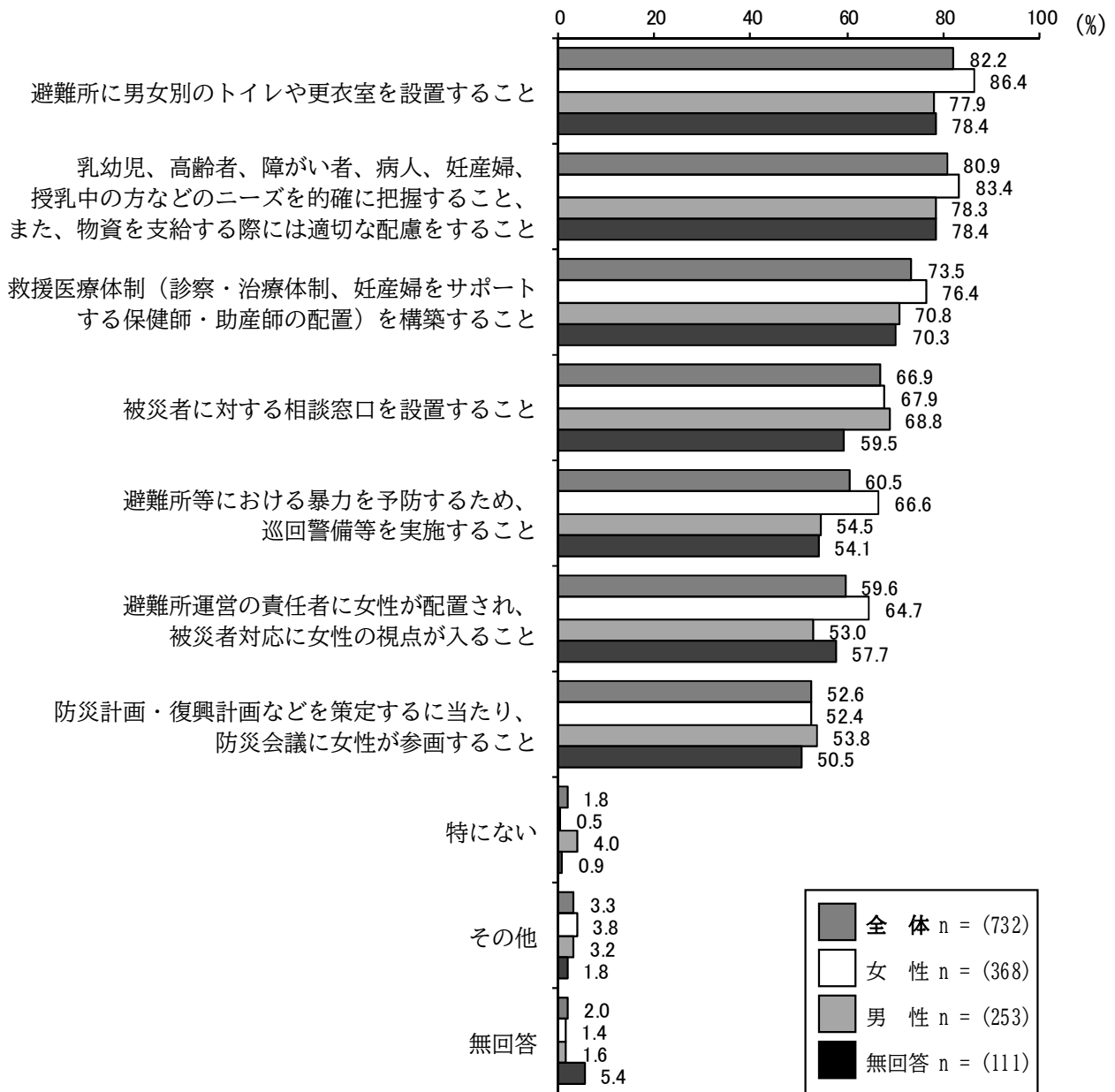


資料：新座市男女平等意識・実態調査（令和2年3月）

■防災・災害復興対策で配慮すべきこと

問. 防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)



資料：新座市男女平等意識・実態調査（令和2年3月）

方針 4	女性への暴力の防止
------	-----------

配偶者等からの暴力（DV※）や性暴力など女性への暴力の防止のため、相談窓口や自立のための支援体制などの充実を図ります。

施策8 女性への暴力の防止対策と被害者支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
24	研修会・講演会等の開催	DVや性暴力など女性への暴力を防止するため、意識の啓発を図るとともに、女性への暴力が人権侵害であるとの認識を深めるための研修会・講演会等を開催する。	人権推進室 福祉政策課 中央公民館 教育相談センター
25	DVの防止対策と被害者支援	DV防止に向けて、意識の啓発を図る。 また、『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画』を運用し、DVの防止と被害者への支援体制の充実を図る。	福祉政策課 こども支援課
26	相談・情報提供体制の充実	DVや性暴力など女性に対する暴力についての相談、情報提供体制の充実を図る。	人権推進室 福祉政策課 福祉相談室

方針 5	生涯を通じた健康支援
------	------------

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の視点から、市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、意識の高揚を図るとともに、情報提供と支援体制の充実に努めます。

施策9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
27	研修会・講演会等の開催	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての理解を深めるため、研修会・講演会等を開催する。	人権推進室 保健センター 中央公民館
28	性に関する教育の推進	学校や家庭において性と生殖に関する教育を推進する。	教育支援課

施策10 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
29	ライフ・ステージに応じた健康づくりへの支援	男女が共に自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行う。	保健センター
30	相談・情報提供体制の充実	保健師、栄養士、助産師等による電話や来所相談のほか、精神科医による「精神保健相談」を実施し、からだどころの健康についての相談体制の充実を図る。また、女性が受診しやすい環境づくりを推進するため、医療機関の女性専門外来に関する情報を提供する。	保健センター

方針 6 男女共同参画の視点による防災対策

防災対策における女性の参画を拡大し、男女それぞれの視点を取り入れた防災対策を推進します。また、自主防災組織などの地域の様々な団体における女性の参画を促進します。

施策11 防災対策における女性の参画拡大

事業No.	事業名	事業内容	担当課
31	防災対策における女性の参画拡大の促進	男女双方の意見を幅広く取り入れるため、防災会議等における女性委員の参画拡大を図る。	危機管理室
32	自主防災組織等における女性の参画の促進	自主防災組織等における女性の参画を促進し、女性の意見が適正に反映されるよう努めるとともに、女性リーダーの育成を図る。	危機管理室

施策12 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
33	女性の視点を取り入れた防災対策の推進	災害時における避難所の運営や備品の確保など、女性の視点を取り入れた防災対策を進める。また、男女双方の視点に立った防災対策の重要性について、周知・啓発を図る。	危機管理室

方針 7 生活上の様々な困難への支援

性別や年齢、国籍の違いや障がいの有無に関わらず、様々な属性を持つ個人を認め合い、活躍できる環境づくりを進めます。

施策13 ひとり親家庭等への就労支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
34	相談・情報提供体制の充実	ひとり親家庭等の父母に対する就業を促進するための情報提供や相談等を行う。	こども支援課 産業振興課

施策14 高齢者、障がい者の社会参加の促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
35	相談・情報提供体制の充実	高齢者や障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、社会参加活動を促す研修会・講演会等を開催する。	長寿はつらつ課 介護保険課 障がい者福祉課
36	雇用・就労の推進	地域の中で自立と社会参加を促進するため、高齢者、障がい者の就労支援の総合的な推進体制を整備する。	長寿はつらつ課 障がい者福祉課

施策15 多言語に対応した生活環境の整備

事業No.	事業名	事業内容	担当課
37	研修会・講演会等の開催	外国語の学習会、国際情報の講演会、異文化に関する研修会・講演会等を開催する。	中央公民館
38	外国語による情報提供等の行政サービスの充実	日常生活において必要な情報をふりがな付きの日本語のほか、外国語による表記を行い、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを推進する。	地域活動推進課

施策16 相談体制の充実

事業No.	事業名	事業内容	担当課
39	相談体制の充実	男女共同参画推進のため、各種相談の充実に努める。	人権推進室 地域活動推進課 福祉相談室

基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり 「女性の職業生活における活躍についての推進計画」

女性の就業率は年々増加し、多くの分野において女性の参画が進んでいます。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものです。しかしながら、未だに家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状があります。

このことは、本市においても同様で、令和元年度（2019年度）に実施した男女平等意識・実態調査では、「家庭生活の考え方」について「実生活」では何を優先しているか調査したところ、「家事・育児・介護を優先している」は女性が30.1%に対し男性は9.9%と21.1ポイントの差がありました。

女性の就業率は増加している一方、実際の生活においては、いまだに家事、子育て、介護などは主に女性が担っていることがこの調査結果から分かっています。

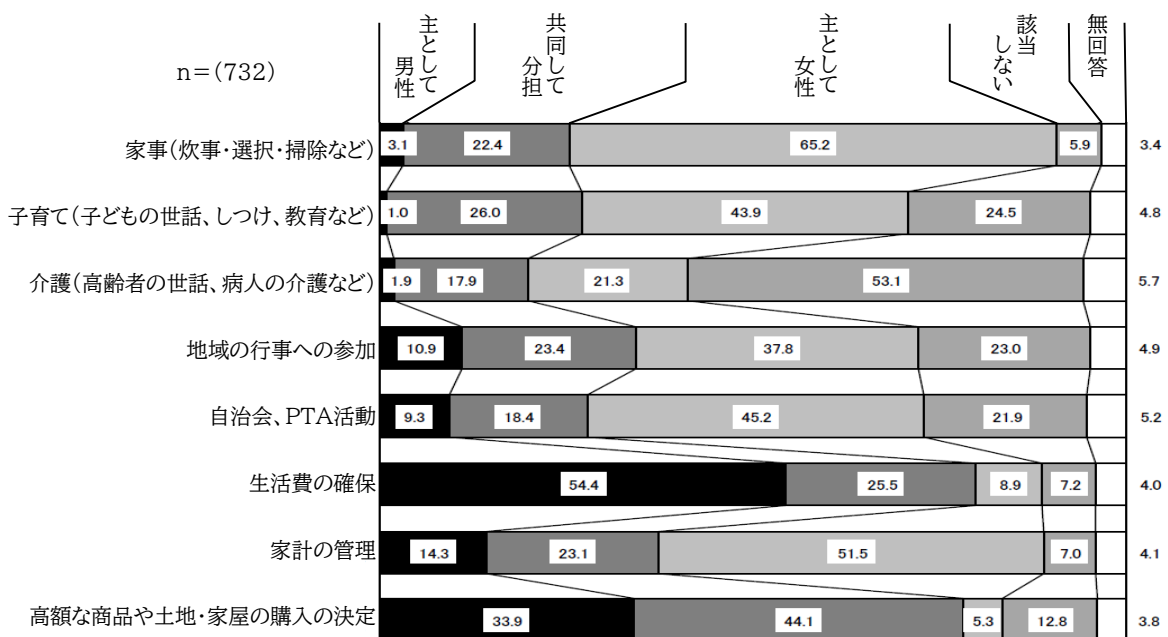
これは、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方が依然として根付いていることや、就職しても性差による賃金格差、結婚・出産退職の職場内慣行などが改善されていないことなどによるものと考えられます。

こうした中、性別に関わらず、仕事か家庭か二者選択を迫られることなく働き続けることができるよう、労働時間の削減、テレワークの導入やオンライン活用の更なる拡大など多様で柔軟な働き方を可能にする労働環境の整備を促進します。

また、男女がともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※が取れた生活が送れるよう、市民や事業者に対して、働き方の見直しや職場環境の整備、男性の家事・育児・介護への参画を働き掛けます。

■家庭生活における男女の役割分担の状況

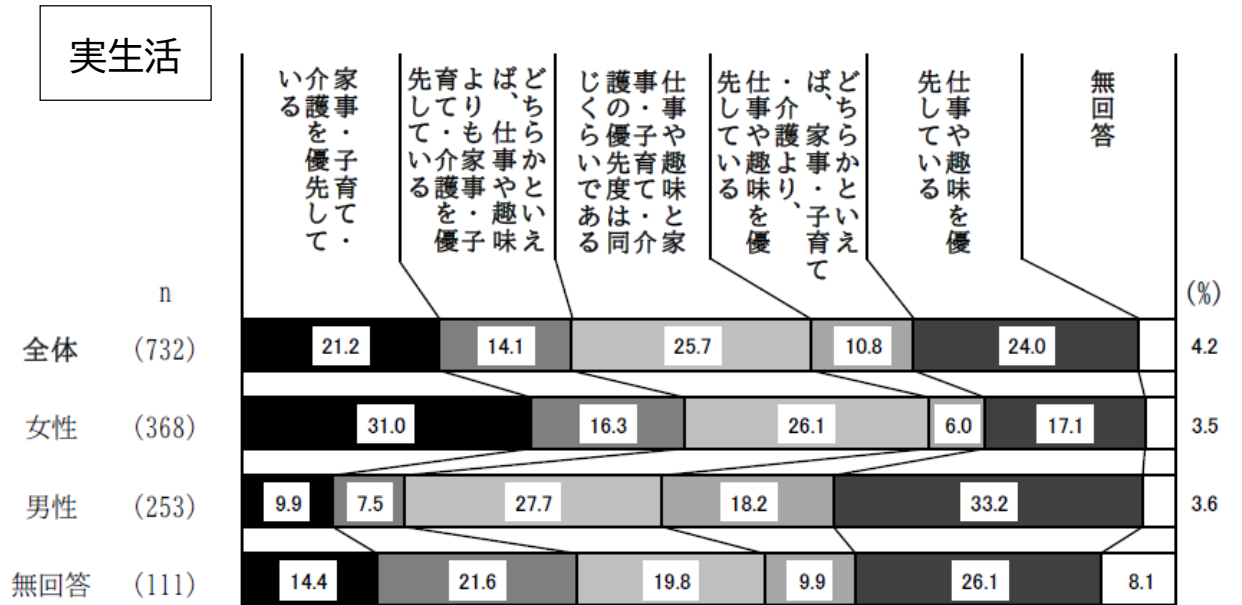
問. あなたの家庭での実際の役割分担はどうですか。（○は各項目に一つ）



資料：新座市男女平等意識・実態調査（令和2年3月）

■家庭生活で優先していること、したいこと

問. 家庭生活の考え方について、あなたは「実生活」では何を優先していますか。また、「希望」では何を優先したいですか。(○は各項目に一つ)



資料：新座市男女平等意識・実態調査（令和2年3月）



資料：新座市男女平等意識・実態調査（令和2年3月）

方針 8	女性の就労・活躍支援
------	------------

女性の就業継続や再就職・起業などのための環境整備を促進します。また、就業能力を高め、適性に見合った職業選択や有効な資格・技能等の取得ができるよう、研修会・講演会の充実を図るとともに、相談・情報提供体制を充実させます。

施策17 女性の就労・起業支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
40	研修会・講演会等の開催	女性の就労・起業をサポートするため、就労に有効な資格の取得等に関する情報を提供する。また、転職、再就職支援のための研修会・講演会等を開催する。	人権推進室 産業振興課 中央公民館
41	男女賃金格差等の解消に向けての啓発	性差による昇進や賃金の格差是正に向け、事業所等に啓発を行う。	人権推進室 産業振興課
42	相談・情報提供体制の充実	就職や起業、地域活動等にチャレンジしようと考えている女性を支援するため、各種相談、情報提供体制の充実を図る。	産業振興課

施策18 自営業、農業等における男女共同参画の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
43	自営業、農業等における男女共同参画経営に関する啓発	女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が適正に評価されるように、各種団体と連携して啓発に努めるとともに、家族経営協定の周知などの情報提供を行う。	産業振興課

方針 9	多様な働き方の推進
------	-----------

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※に関する意識啓発を推進します。また性別に関わらず、多様で柔軟な働き方ができるよう各種制度の周知や情報提供を行います。

施策19 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
44	研修会・講演会等の開催	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、意識啓発、情報提供を行うとともに、研修会・講演会等を開催する。	人権推進室 中央公民館
45	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発	労働時間の短縮や育児・介護休業法等の関連法規の周知と啓発を行うとともに、仕事と家事・育児等の両立支援を図るための情報提供を行う。	人権推進室 産業振興課

施策20 子育て・介護の支援体制の充実

事業No.	事業名	事業内容	担当課
46	子育てや介護を支援する体制の充実	待機児童の解消を目的とした保育所の整備、放課後児童保育室の整備、障がいのある子どもへの支援などの子育て支援サービスの充実や介護サービスの充実を図る。	保育課 介護保険課 児童発達支援センター
47	保育・子育て支援サービスの充実	多様な保育ニーズに応えるため、一時保育や病後児保育、放課後児童保育室など安心して子育てできる環境を整備する。 また、ファミリー・サポート・センターなど、こどもを地域で支える仕組みや子育て中の人々が精神的な不安や負担を軽減できるよう、気軽に相談できる場の充実を図る。	こども支援課 保育課
48	子育てに関する相談体制の充実	家庭において児童を適切に養育するため、また、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉についての相談体制の充実を図る。	こども支援課
49	父親の子育て参加の推進	男性の子育て参加を促進し、男女平等の子育て環境を作るために、妊娠、出産、育児について父母が共に学習できる機会を提供する。	保健センター
50	介護保険事業の周知・啓発	介護の負担を家族、特に女性に集中させることなく社会全体で支えるため、介護保険制度の周知・啓発を図る。	介護保険課
51	相談・情報提供体制の充実	生活全般にかかわる様々な問題についての相談や、保健・医療・介護・福祉サービスの利用援助、情報提供等を行う総合的な相談・情報提供体制を整備し、高齢者や障がい者の地域での生活を援助する。	長寿はつらつ課 介護保険課 障がい者福祉課

施策21 男性の家事・育児・介護への参加促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
52	研修会・講演会等の開催	家事や育児、介護への関心や興味を高め、参加の促進につながるような研修会・講演会等を開催する。	人事課 人権推進室 こども支援課 産業振興課 介護保険課 障がい者福祉課 中央公民館
53	家事・育児・介護等へ参画するための啓発	男性が家事・育児・介護等へ積極的に参画する家庭づくりを進めるため、啓発に努める。	人権推進室 こども支援課 産業振興課 介護保険課 障がい者福祉課

施策22 多様な働き方を推進するための職場環境の整備

事業No.	事業名	事業内容	担当課
54	市内事業所等との連携	職場での男女共同参画について理解を深めるため、市内事業所等に向けて啓発や情報提供等を行う。	人権推進室 産業振興課
55	労働関連法令の周知	「労働基準法 [※] 」や「男女雇用機会均等法 [※] 」、「女性活躍推進法 [※] 」等の労働関連法令の周知を図る。	産業振興課
56	労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活、家庭生活、地域活動に共に参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発を図る。 また、ノー残業デーの推進に努める。	人事課 産業振興課

施策22 多様な働き方を推進するための職場環境の整備

事業No.	事業名	事業内容	担当課
57	「パートタイム・有期雇用労働法 [※] 」及び「労働者派遣法 [※] 」の周知	パートタイム・有期雇用労働者・派遣労働者等の非正規労働者等の労働条件が向上するよう、「パートタイム・有期雇用労働法」及び「労働者派遣法」の周知を図る。	産業振興課
58	男性中心型労働慣行の見直しのための啓発	男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方を見直すため、各種団体と連携して啓発に努める。	人権推進室 産業振興課
59	就労や起業に関する支援	転職や再就職、起業を目指す市民を対象に、労働関係機関等と連携しながら講座等を開催する。また、ふるさとハローワークやハローワークと連携を密にし、求人情報の提供に努めるとともに、在宅ワークに関する情報提供などを行う。	人権推進室 産業振興課 中央公民館
60	テレワークの導入・オンラインの活用のための啓発推進	時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を実現するため、テレワークの普及促進に向けた啓発を行う。併せて事業所等に対しても、テレワークの推進の呼びかけを行う。	人権推進室 産業振興課

方針10 職場における男女の均等待遇の整備

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、理解を深めるための情報提供・啓発を行います。

施策23 ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）[※]の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
61	方針決定の場への女性の参画促進	女性の役員等への登用を進めるため、ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）に関する情報を幅広く提供する。	人権推進室 産業振興課
62	市の女性職員の管理職への登用	市政運営における男女共同参画を推進するため、市の女性職員の管理職への登用を推進する。 また、研修等を充実させ、人材育成を推進する。	人事課
63	管理職を目指す市の女性職員に対する指導及び相談体制の充実	管理職を目指す市の女性職員に対して、現役の女性管理職員が指導するとともに、相談体制の充実を図る。	人事課

施策24 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

事業No.	事業名	事業内容	担当課
64	男女共同参画を阻害するハラスメント防止のための啓発推進	セクシュアル・ハラスメント [※] 、パワー・ハラスメント [※] 、マタニティ・ハラスメント [※] 等の男女共同参画を阻害するハラスメントの防止のため、事業所等に啓発を行う。	産業振興課
65	相談・情報提供体制の充実	職場における差別やセクシュアル・ハラスメント等の労働問題の解決のため、各種相談や情報提供体制の充実を図る。	人権推進室 産業振興課